

茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月15日

茨城県南水道企業団
企業長 萩原 勇

茨城県南水道企業団条例第8号

茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

茨城県南水道企業団水道事業給水条例（平成9年企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(料金)</p> <p>第23条 <u>料金は、使用期間1月につき、次の表に掲げるメーターの口径、用途、使用水量に応じ、基本料金と従量料金の合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加えた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p> <p>料金</p> <p>(略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(料金の算定)</p> <p>第24条 <u>料金は、隔月の定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ企業長が定めた日をいう。）にメーターの点検（以下「検針」という。）を行い、計量した使用水量をもって定例日の属する月分</u></p>	<p>(料金)</p> <p>第23条 <u>料金は、一月につき次の表に定めるところにより、メーターの口径又は用途に応じた基本料金及び従量料金をもって算定した合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</u></p> <p>料金</p> <p>(略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(料金の算定)</p> <p>第24条 <u>料金は、企業長が料金算定の基準日として、あらかじめ指定した日（以下「定例日」という。）に、メーターの検針を行い、その使用量を検針した日の属する月分として料金を算定する。た</u></p>

及び前月分とし、2月分として算定する。この場合の使用水量は各月均等とみなし、1月分の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、この端数を前月分の使用水量に加えるものとする。

2 企業長は、やむを得ない理由があるときは、前項の定例日以外の日に検針を行い、算定することができる。

(使用水量の認定)

第25条 企業長は次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定する。

(1) (略)

(2) (略)

2 前項の使用水量の認定は、前2月間の使用水量、その他の事情を考慮し認定する。

(特別な場合における料金の算定)

第26条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの料金は次のとおりとする。ただし、第23条に定める料金表における臨時用は除く。

(1)・(2) (略)

2 月の中途において、その口径に変更があった場合は、その使用日数の多い口径を適用する。ただし、使用日数が等しいときには、変更後の口径を適用する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、納入通知書、口座振替、集金の方法又は指定納

だし、やむを得ない理由があるときは、企業長は、定例日以外の日に検針を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第25条 企業長は次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

(1) (略)

(2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。

(3) (略)

2 前項の使用水量の認定は、前3ヶ月間の使用水量、その他の事情を考慮し用途の認定は、料率の高い方により認定する。

(特別な場合における料金の算定)

第26条 定例日から定例日の中途において水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの料金は次のとおりとする。ただし、第23条に定める料金表における臨時用は除く。

(1)・(2) (略)

2 定例日から次の定例日の中途において、その口径に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。ただし、使用日数が等しいときには、変更後の料率を適用する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、納入通知書、口座振替、集金の方法又は指定納

付受託者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）による納付の方法により隔月に徴収する。ただし、企業長が必要があると認めたときは、この限りではない。

付受託者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）による納付の方法により毎月徴収する。ただし、企業長が必要があると認めたときは、この限りではない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の茨城県南水道企業団水道事業給水条例第24条、第26条及び第28条の規定は、令和8年5月1日以後に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金について適用し、この条例の施行の日から令和8年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。